

令和7年度第3回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月4日(月) 午前9時00分～午前10時50分

場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- (1) 最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労働者や関係使用者から提出された意見書4件の要旨の紹介が事務局から行われるとともに、うち、徳島県中小企業家同友会、徳島県労働組合総連合から意見陳述の申出があり、これを了承し、両団体から意見陳述が行われた。
- (2) 前回の第2回徳島地方最低賃金審議会(以下「本審」という。)において設置が決定された徳島県最低賃金専門部会(以下、「地賃専門部会」という。)に係る委員について、7月29日付けで公・労・使の各側3名の計9名が任命されたことから、各委員の紹介が行われた。
- (3) 今後の審議に係るものとして事務局から次の資料の説明がなされた。
 - ・国における最低賃金の審議の資料(第2回～第5回の中央最低賃金審議会「目安に関する小委員会」における資料)、
 - ・事務局が作成した令和7年度最低賃金基礎調査の結果や、前回委員からお求めのあった点に関する参考資料等の徳島地方最低賃金審議会資料等(「会次第 資料」)、また、7月24日に実施された実地視察に関し、視察対象事業場との意見交換内容について事務局から報告がなされた。
その後、委員間で以下のとおり意見交換が行われた。

使側

- 事務局が作成した資料の一である主要統計資料のデータは、「2024年」とあるのが幾つかあるが、調査時点は4月か、最低賃金改定後かは分かるか。改定後のデータがあるならば、いただけるとありがたい。
 - 前回求めた価格転嫁の状況が分かる資料だが、主要統計資料にあるものは労務費転嫁指針の認知度との理解でよいのか。実際の転嫁の状況はないのか。
- 以上の意見に対し、事務局から、主要統計資料は都道府県別のデータが得られる最新の調査を基に作成しているが、その中で最低賃金改定後に調査しているものがあれば別途お知らせする旨、また転嫁の状況は県別のデータがなかったため、補う趣旨で徳島経済研究所特別調査結果(「会次第 資料」44ページ)

をご用意した旨、回答がなされた。

労側

- 主要統計資料4・5ページの新卒（高卒）男女の所定内給与額について、男女で大きな差があるが、なぜこのような差が生じているかについて、使用者側委員のご意見を求めたい。

使側

- 企業の賃金決定に性別の属性で差を設けることはない、転勤の有無等により結果的に差が生じることは考えられるが、単に性別を理由に賃金差を設けることはあり得ない。
- 考えられる要因の一つとして、職種ではないのかと。製造業であれば比較的賃金が高い傾向にあり、県内大手事業場で勤務する従業員は男性比率が高いことから、性別による差ではなく、職種により差が生じたものとする。

労側

- 同じ職種であっても男女で差を設けているケースはあり、小規模事業場に多い傾向がある、そういった実態もあるのは確かである。
- (4) 労側委員から、委員提出資料「大学生のアルバイト労働に関する意識調査結果」について補足説明が行われ、最低賃金が若年層の県内定着に影響すると考えるため、昨年同様、徳島県の立ち位置に応じた最低賃金となるよう審議を進めるべき旨の意見が述べられた。

公益委員から、県内出身者の流出状況を把握するために、調査対象者の出身県の判別ができるようになることが望ましい旨の意見が出された。

- (5) 今後の審議に当たって、各委員より以下のとおり意見が述べられた。

労側

- 県が予算措置をした賃上げ支援策に関して、意見陳述の資料（会次第 資料76ページ）のとおり昨年度は申請が低調であったが、中小企業への支援が行き届くことが労使共に理想的ではないか。県に対し、資料にあるとおり、申請がしやすい制度となるよう意見、調整を図っていただけないか。

使側

- 支援が無ければ不可能なような賃上げ、最低賃金引上げには反対であり、行政にはそれよりも経済状況の改善を優先願うべきである。

労側

- では、労側の意見として、中小企業への支援を検討されるならば、行き届くような支援制度としていただきたい旨に、改める。

以上のやりとりを経て、事務局から、労使いずれの意見についても県に伝えるとの回答がなされた。

- (6) 第3回本審終了後、引き続き開催予定であった第1回地賃専門部会については、目安額が示されていないことから延期することが決定された。

4 次回開催

令和7年8月21日、午前9時から第4回本審（目安伝達）を、午前10時か

ら第1回地賃専門部会を、それぞれ開催することとされた（※）。

※）なお、同日午後1時30分から特定最低賃金（以下「特賃」という。）合同専門部会を、午後3時から本審（特賃金額諮問）を、それぞれ開催することが第2回本審において決定されているため、第4回本審については、目安伝達後に一時中断し、特賃合同専門部会終了後に再開し、特賃の改正の必要性についての答申、及び（「必要性あり」との答申となった場合には）特賃金額諮問を行う。